

令和七年六月二十四日

依田 泰

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七 年 六 月 二十四 日

中国四国厚生局長
依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田中歯科医院	広島市安芸区矢野西五一―三―二八	令和 七・八・二
中島歯科クリニック	広島市安佐南区大塚西二丁目一番三二号第一二平勝ビル二〇一	令和 七・八・一
かしづき歯科クリニック	広島市佐伯区海老園一丁目一二―二六	〃
医療法人社団博寿会 山下歯科クリニック	広島市安佐北区口田一丁目一五番六号	〃
生熊歯科	庄原市東城町東城字下町七五番地三	令和 七・八・一二
高美が丘歯科医院	東広島市高屋高美が丘五丁目一―一九	令和 七・八・一
あおぞら歯科	東広島市西条町吉行二―三五―一	令和 七・八・七
黒岩歯科医院	安芸高田市向原町坂九―一	令和 七・八・一一

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七 年 六 月 二十四 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日本調剤 みどり町薬局	広島市南区翠五―一七―一〇	令和 七・八・一
エスマイル薬局おちあい店	広島市安佐北区落合一丁目一三―六	〃
そよかぜ薬局	広島市安佐南区上安二丁目五番二六号	〃
有限会社 佐々木回生堂薬局	呉市西畑町二―一二	〃
ファーマシイ薬局だいもん	福山市大門町三丁目一九―一六	〃